

## 随意契約の結果及び契約の内容

業務名称	国会議事堂本館耐震改修基本計画等検討業務（その2）		
業務概要	<p>国会議事堂本館の改めての耐震診断は、令和2年度から令和4年度に実施し、令和5年3月に「国会議事堂耐震判定委員会」よりなされた「国会議事堂の耐震性能確保に関する提言」を受けて、令和5年度に「国会議事堂本館耐震改修基本計画等検討業務」を行い、構造体の恒久的な耐震改修方法等について検討した。あわせて有識者からなる「国会議事堂本館耐震改修検討委員会」を設置し、審議した結果、建物全体を免震化する全体免震化改修として構造体の耐震改修基本計画が「国会議事堂本館耐震改修基本計画に係る令和5年度とりまとめ」として令和6年3月にとりまとめられた。</p> <p>本業務は、提言及び構造体の耐震改修基本計画を受けて、耐震改修に向けた課題への検討及び非構造部材の耐震改修方針の検討を行い、総合的な耐震改修基本計画としてとりまとめることを目的とする。</p>		
契約年月日	令和6年5月22日		
契約の相手方の商号又は名称及び住所	株式会社日建設計 東京都千代田区飯田橋2-18-3		
契約金額		92,840,000円	
	うち衆議院負担額	46,420,000円	
	うち参議院負担額	46,420,000円	
予定価格		92,906,000円	
随意契約によることとした理由	<p>会計法第29条の3第4項                  国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第12条第1項第2号</p> <p>本業務は、令和2～4年度に実施した「国会議事堂本館耐震診断等業務」の結果を受けるとともに令和5年度に実施した「国会議事堂本館耐震改修基本計画等検討業務」で作成した構造体の耐震改修基本計画案に基づき、耐震改修に向けた課題への対応及び非構造部材の耐震改修方針の検討を行い、建物の総合的な耐震改修基本計画案を作成するものである。</p> <p>したがって、本業務においては、効果的な耐震改修案を短期間で検討する必要があり、本建物の構造、仕上げ等に精通し、かつ、「国会議事堂本館耐震診断等業務」及び「国会議事堂本館耐震改修基本計画等検討業務」において実施した建物の耐震性能に関する高度な解析内容及び解析結果を十分理解している「国会議事堂本館耐震改修基本計画等検討業務」実施者以外の者には実施できない業務である。</p>		
業務場所	東京都千代田区永田町1-7-1		
業種区分	建設コンサルタント		
履行期間	令和6年5月23日から令和7年3月31日まで		
変更契約年月日	令和7年2月20日		
変更金額		4,400,000円	
変更後の契約金額		97,240,000円	
	うち衆議院負担額	48,620,000円	
	うち参議院負担額	48,620,000円	
変更契約の理由	設計変更に伴う契約変更		